

# 総会

配布：一般

2016年2月17日

## 第70会期

議事日程議題 22(b)

### 2015年12月22日に、総会により採択された決議

[第二委員会の報告書 (A/70/474/Add.2) に基づく]

#### 70/212. 科学における女性と女兒の国際デー

総会は、

その中で総会が、包括的で、遠大なまた人々中心の一連の普遍的でまた変形力のある持続可能な開発目標と具体的目標、2030年までにこの目標の完全実施のために精力的に活動することに対するその公約、そのあらゆる形態および次元の極貧を含む貧困を削減することは、最大の世界的な課題でありまた持続可能な開発にとって不可欠な要件であるというその認識、均整のとれたまた統合されたやり方でその三つの次元（経済、社会および環境）における持続可能な開発を達成すること並びにミレニアム開発目標の達成を踏まえることに対するその公約、およびその未完成の事業に対処することを求めることを採択した、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と表題のついた、2015年9月25日の総会決議70/1を再確認し、

持続可能な開発のための2030アジェンダと不可分の一体であり、それを支援しまた補完し、具体的な政策と行動で具体的目標の実施の手段を状況に当てはめるのを助け、そして資金調達の課題に対処するその強い政治的公約とグローバル・パートナーシップの精神と連帯で持続可能な開発のためのあらゆるレベルでの可能な環境を創り出すことを再確認する第三回開発資金国際会議のアドイス・アベバ行動目標に関する2015年7月27日の総会決議69/313もまた再確認し、

その中で総会が、あらゆる年齢の女性と女兒の科学、技術および技術革新への完全かつ平等な

アクセスと参加は、ジェンダー平等および女性と女児のエンパワーメントにとって是非ともしなければならぬことであることを認識している、開発のための科学、技術および技術革新に関する 2013 年 12 月 20 日の総会決議 68/220 を想起し、

その第 55 会期で採択された<sup>1</sup>、完全雇用と働きがいのある人間らしい仕事への女性の平等なアクセスの促進のためのものを含む、教育、訓練および科学並びに技術における女性と女児のアクセスと参加に関するものを含む、女性の地位に関する委員会の全ての関連する合意された結論を想起し、

ジェンダー平等および女性と女児のエンパワーメントが、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの全ての目標と具体的目標を通じた進展に対して非常に重要な貢献をすることになることをはっきり理解し、

世界の人口の半分を代表している女性が、経済において十分に参加することを排除され続けていることもまたはっきり理解し、

国際年の宣言に関する 1998 年 12 月 15 日の 53/199 と 2006 年 12 月 20 日の 61/185 の総会諸決議、および国際年と記念祭に関する 1980 年 7 月 25 日の経済社会理事会決議 1980/67、とりわけ宣言のための合意された基準に関するその付属文書の第 1 項から第 10 項を、並びにその計画と資金調達のための基本的な準備が為される前に国際デーまたは年が宣言されるべきでないことを述べている第 13 および 14 項を再確認し、

女性が、持続可能な開発を達成することにおいて極めて重要な役割を果たしていることをまた再確認し、そしてあらゆるレベルでの持続可能な開発政策、計画および意思決定における女性の完全且つ効果的な参加を確保するその決意をくり返し表明し、

女性と女児が、科学と科学技術のコミュニティにおいて決定的に重要な役割を果たすことそしてその参加が強化されるべきことを認識し、

持続可能な開発に対するまた科学、科学技術および技術革新における女性と女児のエンパワーメント、参加および貢献を促進することにおける科学と科学技術のコミュニティの重要な貢献をま

---

<sup>1</sup> 経済社会理事会公式記録、2011 年、補遺 No.7 (E/2011/27)、第 I 章、A 節。

た認識し、

女性の科学者を支援することにおけるまた科学、科学技術、工学および数学の教育、訓練並びにあらゆるレベルでの研究活動に対する女性と女兒のアクセスとその参加を促進することにおける国際連合教育科学文化機関、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際連合機関（UN-ウィメン）、国際電気通信連合およびその他の関連する機構の取組を歓迎し、

1. 毎年2月11日を科学における女性と女兒の国際デーと宣言することを決定する。

2. 全ての加盟国、国際連合制度の全ての組織および機関並びのその他の国際的なまた地域的な機構、民間部門および学界、並びに非政府組織と個人を含む市民社会に対し、科学における教育、訓練、雇用および意思決定過程における女性の完全且つ平等な参加を促進し、教育および雇用の分野におけるものを含む、女性に対するあらゆる差別を取り除き、そして適切な場合には、女性と女兒の一層の参加を奨励し、科学における女性のキャリア開発を促進しそして科学における女性の業績を認識するため、学校のカリキュラムを含む、科学教育政策と計画の策定を、なканずく、奨励することによりその法的、経済的、社会的並びに文化的障壁に打ち勝つために、教育および市民意識の向上活動を通して、適切なやり方で科学における女性と女兒の国際デーを祝うことを招請する。

3. 国際連合教育科学文化機関およびUN-ウィメンに対し、経済社会理事会決議1980/67の添付文書に含まれた規定に注意して、科学における女性と女兒の促進に既に関与した全ての関連する機構との共同作業において国際デーの実施を促進するため協働することを招請する。

4. 本決議の実施から生じる可能性のある全ての活動の経費は、自発的拠出金で支払われるべきことを強調する。

5. 事務総長に対し、適切な遵守のため全ての加盟国、国際連合システムの諸組織および市民社会組織の注意をこの決議に向けることを要請する。

第81回本会議

2015年12月22日